

新規職員の紹介 (令和8年4月1日付)



教育委員会
新しい学校づくり推進室
(兼指導主事)
主幹 棒田 尚樹



教育委員会
教育グループ
主査 袴田 悟司



産業課
産業グループ
主事 恩田 耕作



総務課
総務グループ
主事 今田 桃花



総務課
住民グループ
主事 村山 綾菜



保健福祉課
保健グループ
保健師 太田 凜香



国民健康保険病院
看護師 福田 有梨



国民健康保険病院
介護福祉士 相馬 乃愛



老人ホーム長寿園
介護福祉士
グエン ティ テュエイ リン



南宗谷消防組合 中頓別支署
警防グループ
消防士 北 彪弥

児童扶養手当額及び特別児童扶養手当額改定のお知らせ

全国消費者物価指数の上昇に伴い、令和8年4月分から次のとおり改定されます。

【児童扶養手当】

	令和8年3月まで	令和8年4月から
全部支給 (月額)	〈第1子〉 46,690円	〈第1子〉 48,050円
	〈第2子以降〉 11,030円	〈第2子以降〉 11,350円
一部支給 (月額)	〈第1子〉 11,010円～46,680円	〈第1子〉 11,340円～48,040円
	〈第2子以降〉 5,520円～11,020円	〈第2子以降〉 5,680円～11,340円

●児童扶養手当とは

18歳までの子(※障害を持つ場合は20歳未満)を養育するひとり親家庭に相当する方に支給している手当になります。

【特別児童扶養手当】

	令和8年3月まで	令和8年4月から
1級(月額)	56,800円	58,450円
2級(月額)	37,830円	38,930円

●特別児童扶養手当とは

身体や精神に障がいのある20歳未満の子どもを養育している方に支給している手当になります。手当は障がいの程度(診断書等)により1級と2級に認定され、各等級に定められている額が支給されます。

お問い合わせ 保健福祉課福祉グループ (01634-6-1995)

国民年金の保険料と納付方法について

国民年金のメリット

- メリット1 老後を支える終身保障**
生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。
- メリット2 万が一の時も保障されます**
老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。
けがや病気などが原因で一定の障害が残ったときには「障害基礎年金」が、死亡したときには、その人に生計を維持されていた遺族（子のある配偶者または子）に「遺族基礎年金」が支給されます。
障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取るためには、一定の納付要件を満たす必要があります。
- メリット3 社会保険料控除が受けられます**
納めた保険料の全額が所得から控除されます。

令和8年度の国民年金保険料

令和8年度の国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1か月当たりの保険料は17,920円です。

納付方法

納付書での納付

国民年金の保険料は、日本年金機構から送付される納付書を利用してお近くの金融機関やコンビニで納付できます。

口座振替（口座からの引落とし）での納付

金融機関や年金事務所の窓口に着用している依頼書に必要事項を記入し提出してください。
記入の際に基礎年金番号のわかるものや口座番号のわかる通帳等、届出印が必要になります。
前納割引制度を利用する場合は口座振替納付が1番お得になります。

電子（キャッシュレス）決済による納付

納付書に印字されているバーコードを読み取ることで、スマートフォンアプリを利用した電子（キャッシュレス）決済で納付できます。

※対象決済アプリは日本年金機構ホームページで確認することができます。

クレジットカードでの納付

クレジットカード納付を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。
また、クレジットカードから継続的に納付する方法で、「前納」もできます。

「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」に必要事項を記入し年金事務所に提出してください。

1度申込すると被保険者から辞退の申出がない限りクレジットカード納付を継続します。利用限度額や有効期限に注意してください。

電子納付（Pay-easy）での納付

Pay-easy（ペイジー）なら、自宅や外出先から、夜間や休日でも、納付できます。

同封の納付書に記載されている「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」をPay-easy（ペイジー）対応のATMかインターネットバンキングの画面に入力するだけで納付できます。Pay-easy（ペイジー）対応のATMにはペイジーマークが表示されています。（ペイジーマーク）

詳しく知りたいときや、わからないことがあったときは稚内年金事務所 お客様相談室（0162-33-7011）
または日本年金機構ホームページをご覧ください。



転入された方や結婚・出産・子育てを支援する『いきいきふるさと推進事業』をご存じですか？

中頓別町では、住民の定住化と本当の豊かさを分かち合う温かいまちづくりを推進していくことを目的として「いきいきふるさと推進事業」を実施しています。住民の方々や転入されたの方々に対して温かい歓迎の気持ちを込めて以下の補助を行っています。

移住定住促進事業：就職祝い金

- 【対象】・5年以上の就業見込みがあること
- ・卒業、退学、転入した日から1年以内に町内の事業所に就職をして申請をしていること、もしくは就職してから5か月以内に転入の届け出をした方
- ・公務員ではないこと。
- ・転勤の伴う事業体ではないこと（広域の事業体であっても転勤の見込みがない場合は対象）
- ・就職したことに対する国や道の補助金等を交付対象者ではないこと

【内容】中頓別町商工会商品券5万円分

【手続き】事業所より申請書を提出していただき、後日交付します。

【申請期日】就職から6か月以内



結婚支援事業：結婚祝い金

- 【対象】婚姻届が提出された時点で夫婦ともに、または夫婦のいずれかが本町に住民票があり、引き続き居住することが明らかな方

【内容】夫婦一組30万円

【申請期日】婚姻届提出後、速やかにご申請ください。

【その他】町外で婚姻届を提出した際は、婚姻後の戸籍謄本を提出してもらう場合があります。



子育て支援事業：出生祝い金、紙おむつプレゼント、絵本プレゼント

- 【対象】出生の届出がされ、新たに町民となったお子さん、また転入された1歳未満のお子さん。対象者の年齢や月齢によって交付内容がそれぞれ異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

就学支援事業：高等学校等通学家庭補助事業

- 【内容】浜頓別高校へ通学する場合は通学するためのバスを無料で利用できます。他の高校へ通学する場合は中頓別商品券10万円分を交付します。

いつでもお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ 政策経営課政策経営グループ (01634-8-7671)